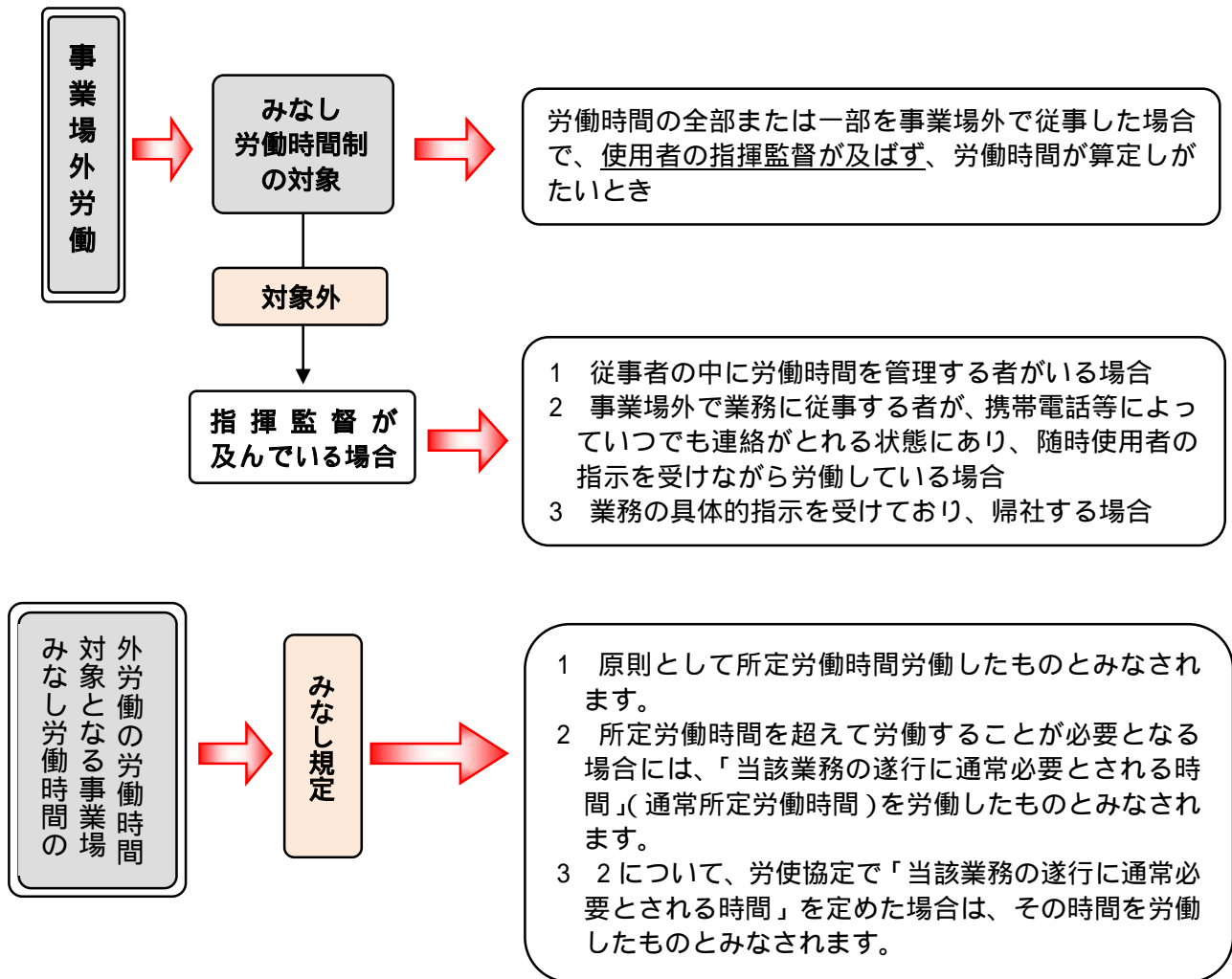


労働者が事業場外で労働し、労働時間の算定が困難な場合には、所定労働時間を労働したものとみなします。

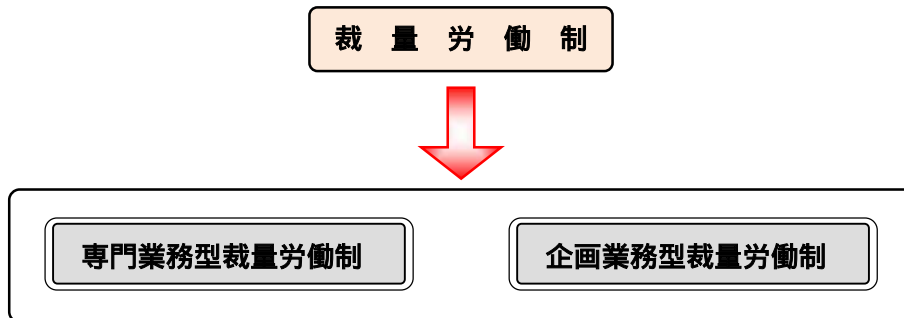
事業場外労働で所定労働時間を超えて労働することが通常必要となる場合においては、「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」(通常所定労働時間)または「労使協定で定めた時間」を労働したものとみなします。



(注) 労使協定で定める時間が通常所定労働時間を超えるとときは、労使協定を所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

裁量労働制とは、行う業務の性質上、業務の遂行の手段や時間の配分などに関し、使用者が具体的な指示をしない制度です。

裁量労働には、特定の専門業務についての裁量労働制（専門業務型裁量労働制）と事業運営上の重要な決定が行われる事業場における「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」についての裁量労働制（企画業務型裁量労働制）の 2 種類があります。



(1) 専門業務型裁量労働制

(法第 38 条の 3)

1) 対象業務

業務の性質上、その遂行方法を労働者の裁量にゆだねる必要があるため、業務遂行手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難な対象業務として、次のものが定められています。

【省令で定める業務】

- 新商品、新技術の研究開発または人文科学・自然科学の研究の業務
- 情報処理システムの分析、設計の業務
- 新聞・出版の事業における記事の取材・編集の業務、放送番組の制作のための取材・編集の業務
- デザイナーの業務
- 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー、ディレクターの業務

【厚生労働大臣の指定する業務】

- コピーライターの業務
- システムコンサルタントの業務
- インテリアコーディネーターの業務
- ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- 証券アナリストの業務
- 金融工学等の知識を用いる金融商品の開発の業務
- 大学での教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る）
- 公認会計士の業務
- 弁護士の業務
- 一級建築士、二級建築士および木造建築士の業務
- 不動産鑑定士の業務
- 弁理士の業務
- 税理士の業務
- 中小企業診断士の業務

2) 対象者

1) の業務を遂行する専門性を有する者であれば、制限はありません。

3) 適用事業場

対象業務のある事業場

4) 導入要件

過半数労働組合（これがない場合は過半数代表者）との労使協定で、次の事項を定めます。

対象業務

業務の遂行手段、時間配分の決定等に関し、具体的な指示をしないこと

1日当たりのみなし労働時間数

健康・福祉を確保する措置

苦情処理に関する措置

有効期間（3年以内とすることが望ましい）

前記、に定めた措置に関する記録の保存（有効期間満了後3年間保存）

5) 届出義務

労使協定を所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

(2) 企画業務型裁量労働制

(法第38条の4)

専門業務型裁量労働制とは別に、「事業運営上の重要な決定が行われる企業の本社等の中枢部門において、企画、立案、調査及び分析の業務を行う労働者であって、業務の性質上、業務の遂行手段や時間配分を自らの裁量で決定し、使用者から具体的な指示を受けない者を対象とする企画業務型裁量労働制」が設けられています。

1) 対象業務

事業運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、業務の性質上、これを適切に遂行するためには、その遂行方法を労働者の裁量にゆだねる必要があるため、業務遂行手段および時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務です。

2) 対象者

知識、経験等を有する者で、本人の同意が必要です。

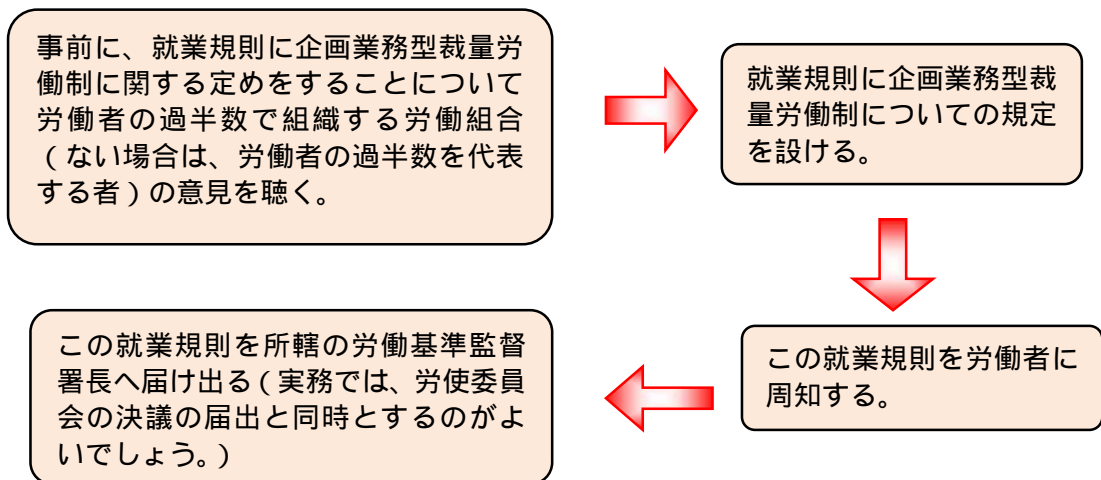
対象者の範囲は、企業の本社等の中枢部門で上記(1)の対象業務に従事する者に限られ、すべてのホワイトカラーが含まれるものではありません。

3) 適用事業場

本社等に限定されませんが、対象業務が存在する事業場においてのみ実施することができます。

4) 導入要件

使用者は、企画業務型裁量労働制を導入するまでに、次の措置をしておく必要があります。



労使委員会で、次の事項を委員の5分の4以上の多数により決議し、所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

- (ア) 対象業務の範囲
- (イ) 対象労働者の範囲
- (ウ) 1日当たりのみなし労働時間
- (エ) 健康・福祉を確保する措置
- (オ) 苦情処理に関する措置
- (カ) 本人同意の取得及び不同意者の不利益取扱いの禁止に関する措置
- (キ) 決議の有効期間（3年以内とすることが望ましい。）
- (ク) 企画業務型裁量労働制の実施状況の記録の保存（有効期間満了後3年間保存）

5) 労使委員会

労使委員会は、企画業務型裁量労働制に関する事項を調査審議することを目的とする委員会で、次の要件を満たす必要があります。

- 委員の半数が、過半数労働組合（これがない場合は過半数代表者）に任期を定めて指名されていること
- 委員会の開催の都度、議事録を作成し、3年間保存すること
- 議事録を作業場への掲示等により労働者に周知していること
- 委員会の招集、定足数、議事その他委員会の運営について必要な事項を定めた運営規程を作成すること
- 運営規程の作成、変更については、委員会の同意を得なければならないこと
- 委員会の委員であることなどを理由として、不利益な取扱いをしないようにすること

6) 届出、定期報告義務

労使委員会の決議を所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、その後も定期的（6か月以内に1回）に、対象労働者の労働時間の状況及び上記（4）の（工）の実施状況を所轄の労働基準監督署長に報告しなければなりません。

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間 104 日以上の休日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

1) 対象業務 (対象者は高度専門職のみ)

対象となり得る具体的な業務は、以下のとおりです。

金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務

資産運用 (指図を含む。以下同じ。) の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務

有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務

顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務

新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

2) 対象者 (対象は希望する方のみ)

職務を明確に定める「職務記述書」等により同意していること

使用者から支払われると見込まれる賃金額が 基準年間平均給与額の 3 倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること (= 1,075 万円以上)

3) 制度導入の流れ

労使委員会を設置する

- ・ 労働者代表委員が半数を占めていること
 - ・ 委員会の議事録が作成され、保存されるとともに事業場の労働者に周知が図られていること等
- 労使委員会で決議をする

決議の要件

対象業務

決議すべき事項

- ・ 対象労働者の範囲
- ・ 対象労働者の健康管理時間を把握すること及びその把握方法
- ・ 対象労働者に年間 104 日以上、かつ、4 週間を通じ 4 日以上の休日を与えること
- ・ 対象労働者の選択的措置
- ・ 対象労働者の健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置
- ・ 対象労働者の同意の撤回に関する手続
- ・ 対象労働者の苦情処理措置を実施すること及びその具体的内容
- ・ 同意をしなかった労働者に不利益な取扱いをしてはならないこと
- ・ その他厚生労働省令で定める事項 (決議の有効期間等)

決議を労働基準監督署長に届け出る

対象労働者の同意を書面で得る

次の ~ の内容を明らかにした書面に労働者の署名を受けることにより、労働者の同意を得なければなりません。

- ・ 同意をした場合には労働基準法第 4 章の規定が適用されないこととなる旨
- ・ 同意の対象となる期間
- ・ 同意の対象となる期間中に支払われると見込まれる賃金の額

対象労働者を対象業務に就かせる

決議の有効期間の満了

